

令和3年7月8日

堺市長 殿

所在地 大阪府堺市堺区翁橋町一丁目1番1号

ミナルコビル201号

法人名称 合同会社 アルファプラス

代表者名 代表社員 田中 実



指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書

令和3年6月11日付け堺障サ第608号で通知のあった標記について、以下のとおり、令和3年4月から同年12月末までにおける経営改善計画書を提出します。

事業者情報

事業所名	アルファプラス				
事業所所在地	大阪府堺市堺区翁橋町一丁目1番1号 ミナルコビル201号				
電話番号	072-225-1701		FAX番号	072-225-1702	
職員数	4人	定員	20人	前年度平均利用者数	18.6人
登録利用者数	19人 (うち 身体3人、知的5人、精神11人、難病0人)				
法人種別	営利法人 特定非営利活動法人・その他 ()				
設立年月日	平成29年4月5日				

当事業所が第3期経営改善計画期間において計画を達成できず、現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」といいます。）第192条第2項に違反している理由及び第4期経営改善計画期間を通じて実施する具体的な取組内容は、以下のとおりです。

(1) 法令違反状態及び経営改善計画に対する認識について

①法令違反状態の解消及び経営改善計画の遂行に向けた法人の体制

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 十分だった・~~十分でなかった~~

法人の体制としまして、令和2年10月から新規契約先を追加し生産活動収入を大幅に増加できる体制に取り組み始め実績として結果に出ています。しかし今回の計画内では収入金額的に解消までに至らなかったことから評価としては十分ではなかったこととなります。

令和3年4月～12月における取組

新規契約先の業務は難易度も高く現在3名の利用者しか対応できていません。しかし1人当たりの収支では生産活動費から利用者賃金が支払える単価業務であるため1人でも多くの利用者に対応できるよう教育支援し解消に向け取り組みます。

②事業所の職員（管理者、支援員等）との認識の共有

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 〈十分にできていた〉 十分にできなかった

経営者側から管理者や支援員の職員に対し経営改善計画の必要性や認識については指導や教育によって周知されています。また新規契約先の業務に関しても積極的に利用者に対し支援を行っています。ただし計画期間内では解消までに至らなかったことも十分に周知しています。

令和3年4月～12月における取組

生産活動収入も増加傾向にあります。また利用者賃金が支払える売上高に至っていません。上記でも記した通り、新規契約先の業務は難易度も高く現在3名の利用者しか対応できていません。しかし1人当たりの収支では生産活動費から利用者賃金が支払える単価業務であるため1人でも多くの利用者が対応できるよう教育支援し解消に向け取り組みます。

③利用者に対する状況の周知

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 〈十分にできていた〉 十分にできなかった

前年度からも引き続き利用者個人単位で個別支援計画の短期目標で報酬の単価業務が行えるよう目標を立て取り組み、経営改善計画の必要性の理解もできるように支援指導を行っていました。

令和3年4月～12月における取組

新規契約先の業務が利用者全員の対応ができるように指導支援教育を行っていきます。

(2) 利用者の就労継続支援A型利用適性の評価について

①新規に雇い入れた者に対する評価の具体的な方法

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 〈適切に評価した〉 適切に評価できなかった

前年度に引き続き利用者の面接時に就労継続支援A型事業所でサービスを利用する内容について必ず報酬の単価業務が行えることを前提に周知して採用しています。新規採用日から2ヶ月間を雇用契約期間と定めて雇用しています。その間に適正の評価を行っています。すぐに対応できなくても具体的な支援内容を考えて向上できるような見込みのある利用者については継続し雇用を行っていますが、そうでない方は雇用契約期間を更新しない対応をとっています。

令和3年4月～12月における取組

前年度の取り組みを継続しています。

②既存の利用者に対する評価の具体的な方法

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 適切に評価した・適切に評価できなかった

個別支援計画の短期計画目標で利用者全員に対し報酬の単価業務が行えるようになる目標をたてて支援を行っていました。目標を利用者全員が達成できていない状況なことから取り組みとしては前年度に引き続き行っていました。解消に至っていないことから適切に評価したとは思われませんでした。

令和3年4月～12月における取組

今年度から利用者評価規定を制定し利用者個人別の評価を行い6ヶ月に一度の定期的な支援を明確にして具体的な支援を行い評価していきます。

③評価結果に基づく利用者への対応方法

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 適切に対応した・適切に対応できなかった

本年度も個別支援計画の短期目標で利用者に対し報酬の単価業務が行えるように支援を継続していますが日々の向上が見られない状況等で達成の見込みがないと判断した利用者に対してモニタリング報告等で就労継続支援A型利用が未適性である説明を行い理解を得ます。その後、即時の解雇が困難なため次回の個別支援計画にて計画相談員や支援相談員と提携契約して利用者にあった障がい福祉サービス事業等へ移行していくことを継続しています。

令和3年4月～12月における取組

前年度の取り組みを継続しています。

④他の障害福祉サービス事業所や関係機関等との連携状況

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 十分に連携した・連携が不十分であった

相談支援員と契約利用されている利用者に対して現在の状況を理解していただくために担当者会議を開催し情報を共有します。その後、利用者を含めて三者面談を行い今後の方向を決めていきます。利用者の障害の特性により配偶者や家族等の方にも面談に同席していただき相談支援員とともに利用者にとって適性の方向へと移行していきます。また、相談支援員と契約利用されていない利用者に対しては相談支援員と契約利用するかどうか考えを聞き入れます。必要となれば紹介し面談を行い進めていきます。契約利用されない利用者については配偶者、家族等に理解協力を得て基幹相談支援センターや医療機関の主治医やワーカーなどに協力を得て利用者にとって適性の方向へと移行していきます。

令和3年4月～12月における取組

前年度の取り組みを継続しています。

(3) 利用者が従事する業務内容について

①既存の黒字事業の拡大（利用者の訓練含む）

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 十分できていた ~~十分でなかった~~

黒字事業であった契約先の製造ラインがコロナウィルス感染症の影響で期間内に復旧の見込みがなく撤退せざるを得ない状況となりました。この事から評価としては十分ではなかったと思われま

令和3年4月～12月における取組

既存の事業（赤字を含む）を中止し新規事業の黒字業務の拡大に取り組みます。

②新規事業の開拓（利用者の訓練含む）

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 ~~十分できていた~~ 十分でなかった

本計画期間中に新規事業契約に向け取り組んでいました。令和2年10月より契約の締結により開始に至りました。1ヶ月1人当たりの収支では生産活動費から利用者賃金が支払える単価業務であることから取り組みの評価としては十分にできていたと思われま

令和3年4月～12月における取組

この新規事業については1ヶ月1人当たりの収支では生産活動費から利用者賃金が支払える単価業務であります。難易度が非常に高いため現在ではまだ3人の利用者しか対応できていません。この計画期間の取り組みは1人でも多くの利用者に対応できるよう教育支援し解消に向け取り組みま

③赤字事業の縮小

令和2年4月～令和3年3月における取組の状況 ~~十分できていた~~ 十分でなかった

令和3年3月までに赤字事業は縮小してきました。完全に0にはできていませんが縮小の取り組みとしては評価できると思われま

令和3年4月～12月における取組

黒字事業への対応能力ができるまでは赤字事業の難易度が低い業務での訓練が必要となるため最低限までの縮小を行い利用者全員が黒字事業の対応ができるよう支援教育指導し赤字事業の完全な廃止に向けて取り組みま

※欄が足りない場合は、適宜拡張してください。